

尼崎市環境監視センター報

(大気常時監視測定結果報告書第 65 報・水質調査結果報告書第 55 報)

(令和 6 年度)

令和8年3月

尼崎市経済環境局

尼崎市環境監視センター報(令和6年度)

(大気常時監視測定結果報告書第65報・水質調査結果報告書第55報)

令和8年3月発行

編集発行 尼崎市経済環境局環境部環境保全課環境監視センター

〒660-0862

兵庫県尼崎市開明町2丁目1番地1号(尼崎市役所開明庁舎内)

TEL(06)6412-3704

環境監視センター報 全体目次

第1章 令和6年度常時監視結果の概要について

第2章 尼崎市における環境汚染等の推移

第3章 大気常時監視測定結果報告書第65報

第4章 水質調査結果報告書第55報

第5章 資料

第1章 令和6年度常時監視結果の概要について

尼崎市では、公害の防止に関する施策を適切に実施するため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の監視・測定を継続して行っており、このたび、令和6年度の結果をとりまとめましたので、その概要を公表するものです。

◇常時監視◇

1 大気汚染

- ① 二酸化窒素は一般環境大気測定所2ヵ所及び自動車排出ガス測定所6ヵ所で環境基準に適合していた。一般環境大気測定所のうち中部測定所は測定日数が不足しているため参考値とする。
- ② 浮遊粒子状物質は一般環境大気測定所3ヵ所及び自動車排出ガス測定所3ヵ所のすべてで環境基準の長期的評価を達成しているが、短期的評価は一般環境大気測定所2ヵ所及び自動車排出ガス測定所3ヵ所の測定所で非適合でした。
- ③ 微小粒子状物質は、一般環境大気測定所1ヵ所及び自動車排出ガス測定所5ヵ所すべての測定所で環境基準に適合していた。平成28年度から9年連続して全局達成している。
- ④ 光化学オキシダントは一般環境大気測定所3ヵ所のすべてで環境基準に適合しなかった。光化学スモッグ広報の発令はなかった。
- ⑤ 二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質については、近年減少から横ばいの傾向で推移している。光化学オキシダントについては横ばいの傾向で推移している。

2 自動車騒音

昼間については6か所のすべてで環境基準に適合していたが、夜間については2か所で環境基準に適合しなかった。

◇定期監視◇

1 大気汚染

① 有害大気汚染物質・ダイオキシン類

有害大気汚染物質の4物質(ベンゼン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン)すべてが環境基準に適合した。また、ダイオキシン類については、大気1地点、水質・底質の各4地点、土壌1地点のすべてで環境基準に適合していた。

② アスベスト

4地点で環境測定を実施した結果、いずれも低い濃度であった。

2 水質汚濁

① 公共用水域

河川(11地点)のBOD、海域・運河(3地点)のCODについては、近年ほぼ横ばいで推移しており、全地点で環境基準(蓬川は環境上の基準)に適合していた。

健康項目については、全地点で環境基準に適合していた。

③ 地下水

概況調査 8 地点、継続監視調査 3 地点のうち、概況調査で 1 地点及び継続監視調査 1 地点でそれぞれ 1 項目が環境基準に適合しなかった。

表-1 大気常時監視の環境基準達成状況概要(令和6年度)

分類	地点番号	測定所名	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質		オキシダント	一酸化炭素	騒音	
					1時最高	日平均	年平均	日平均			昼	夜
一般環境	1	北部	0.002	0.021	0.14	0.035			0.098			
	2	中部 (国設尼崎)	0.002	0.018	0.079	0.032	9.7	26.7	0.094	0.4		
	3	南部	0.002	0.027	0.14	0.036			0.097			
自動車	4	国道 2 号		0.028							68	66
	5	国道 43 号		0.033	0.16	0.038	9.0	25.5		0.5	67	64
	6	県道尼崎宝塚線		0.025	0.18	0.036	9.5	26.3			68	64
	7	県道米谷昆陽尼崎線		0.028	0.19	0.039	9.7	27.5		0.5	69	65
	8	県道尼崎池田線		0.028			8.7	26.3			68	66
	9	市道尼崎豊中線		0.025							67	63
	10	国道 43 号 (国設尼崎自排)					10.4	25.2		0.5		
環境基準			0.04 ppm	0.06 ppm	1時最高 0.20 mg/m3	日平均 0.10 mg/m3	年平均 0.10 mg/m3	日平均 35 μg/m3	0.06 ppm	10 ppm	昼 70dB	夜 65dB

備考1 中部の二酸化窒素については、測定日数が不足しているため、参考値とする。

表-2 水質常時監視の生物化学的酸素要求量(BOD)環境基準達成状況概要(令和6年度)(mg/L)

水系	調査地点	生物化学的酸素要求量 BOD	
		75%値	環境基準
神崎川	左門橋	2.2	3
	戸の内橋	2.9	8
	藻川橋	1.6	3
武庫川	南武橋	1.5	5
	武庫大橋	1.2	
庄下川	庄下川橋	1.6	5
	波洲橋	2.0	
	尾浜大橋	1.2	
	尾浜橋	1.8	
蓬川	琴浦橋	2.5	5*
	南豊池橋	0.7	
運河	閘門	6.1	8*
海域	尼崎港中央	4.7	8
	尼崎港沖	4.7	

備考1 BOD の測定結果のうち、運河と海域については化学的酸素要求量(COD)の測定結果を示している。

* 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準

表中の色塗り箇所は環境基準に適合しないもの